

江東西あおいろ会報

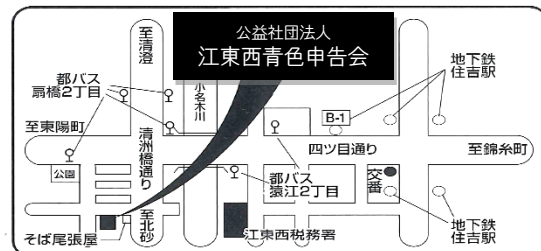
公益社団法人江東西青色申告会



〒 135-0011 東京都江東区扇橋 3 丁目 1 番 2 号

TEL 03 (3649) 4178 : FAX 03 (3649) 6876

<https://nishiaoiro.jp/>



必ずお電話でご予約の上ご来会ください!!

今まで源泉所得税・年末調整の相談につきましては、来会された方から順番にご案内しておりましたが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、緊急事態宣言が解除されても当会では感染防止対策を徹底してまいりますので、**ご来会の際は必ず予約が必要となります**。会員の皆様には大変ご不便ご迷惑をお掛け致しますが、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に対する支援や緊急経済対策による支援につきましては「BLUE RETURN」をご覧ください。

源泉所得税の納付期限は7月10日(金)です

従業員・専従者に給与を支払っている事業主の方はご確認下さい

令和2年1月1日以後に支払う給与等から源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額は、「源泉徴収税額表」に当てはめて算出し、1枚の所得税徴収高計算書(納付書)で納付します。

給与は支払っているけど納付する税額はないよ??

納付する税額がない場合であっても、所得税徴収高計算書(納付書)は管轄の税務署にe-Tax又は郵便若しくは信書便により送付又は提出してください。青色申告会でもお預かりいたします。

源泉徴収って??

人を雇って給与を支払ったり、税理士などに報酬を支払ったりする場合には、事業主がその支払の都度、支払金額に応じた所得税を差し引くことになっています。これを源泉徴収といいます。

いつまでに納付するの??

差し引いた所得税は、原則として、給与などを実際に支払った月の翌月の10日までに国に納めなければなりません。しかし、給与の支給人員が常時10人未満の源泉徴収義務者は、源泉徴収した所得税を半年分まとめて納めることができる特例があります。これを納期の特例といいます。

この特例を受けていると、その年の1月から6月までに源泉徴収した所得税は7月10日、7月から12月までに源泉徴収した所得税は翌年1月20日が、それぞれ納付期限になります。

この特例を受けるためには、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出することが必要です。詳しくは、青色申告会または江東西税務署へお問い合わせください。

青色申告会は、ボランティアの役員が中心となって活動しています

各会議・行事 ご報告

5月

7(木)理事会
11(月)第5支部総会
15(金)第1支部総会
15(金)第2支部総会
28(木)通常総会

これからの予定

6月

1(月)三役会
5(金)第4支部理事会
22(月)理事会
26(金)第4支部総会

事務局よりお知らせ

※新型コロナウイルスの感染拡大状況により、予定を変更する場合もございます。予めご了承ください。

「会費について」

6月8日(月)は会費の引落日です。指定口座のご確認をお願い致します。

当会ではすべての会員の皆様に金融機関からの口座振替をお願いしております。まだご登録されていない方はお早めにお手続き下さい。

また、残高不足で引落しができなかった場合は、7月6日(月)に再度引落します。払込票の発行はございませんので、振替指定日の口座残高のご確認をお願い致します。

*1年払いは 4～3月分 21,600円
*半年払いは 4～9月分 10,800円

「新型コロナウイルス対策について」

新型コロナウイルス感染防止対策として、事務局では常に換気をし、一定の距離を保ち、密集することがないように徹底しております。

会員の皆様にも次のことをお願いします。

- ①事前予約の上にご来会ください
- ②来会される時はマスクの着用をお願いします。
- ③事務局へ入られましたらアルコールでの手指の消毒をお願いします。

③体調がすぐれない時は別日に再度のご予約ください。

会員の皆様には大変ご不便ご迷惑をお掛け致しますが、「うつらない・うつさない」ためにも、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

青色共済給付状況報告

給付状況をお知らせします。

令和2年4月1日

～令和2年4月30日

・入院見舞金・・・5件
・弔慰金・・・0件
・長寿祝い金・・・0件
・傘寿金・・・0件

青色共済にご加入の方へ

入院見舞金などの請求漏れはございませんか？
契約内容(住所や受取人など)の変更はございませんか？

事務局までご連絡ください！

東京青色傷害保険

月額1,000円で通院・入院・手術保険金など幅広い保障！

＜加入資格＞

- ①会員本人
- ②その配偶者
- ③子
- ④両親
- ⑤兄弟姉妹
- ⑥同居の親族
- ⑦同居の使用人

上記の方で2020年5月1日現在の年齢が14歳以上90歳以下の方がご加入いただけます(昭和4年5月2日～

平成18年5月1日生まれ)。